

〈積立定期預金〉商品概要説明書

令和2年4月1日現在

1. 商品名	・積立定期預金
2. 販売対象	・法人、個人
3. 期間	・6ヶ月以上15年3ヶ月以下の範囲で満期日を設定いただけます
4. 預入 (1) 預入方法 (2) 預入金額 (3) 預入単位	・契約期間内で分割預入（据置期間は3ヶ月） ・1回あたり1,000円以上 ・1円単位
5. 払戻方法	・満期日以後に一括して払戻します
6. 利息 (1) 適用金利 (2) 利払方法 (3) 計算方法	・固定金利 ・各分割預入時における預入日から満期日または中間元加日の前日までの日数に応じたスーパー定期の店頭表示の利率を適用します ・契約期間が3年以上の場合は中間元加を行います 満期日から遡って2年ごとに中間元加日を含め、当該中間元加日において、積立日から中間元加日までの期間が1年以上3年未満の積立入金分を各々の積立期間に相当する定期預金利率によって利息を計算し、元金に組み入れを行います ・付利単位を1円とした1年を365日とする日割計算
7. 税金	・利息には20%（国税15%、地方税5%）の税金がかかります ※平成25年1月1日から令和19年12月31日までの間に支払われる利息には復興特別所得税が追徴されるため、20.315%（国税15.315%、地方税5%）の税金がかかります（ただし、マル優を利用の場合は除きます） ・法人は総合課税となります
8. 手数料	—
9. 付加できる特約事項	・普通預金等からの自動振替による預入れができます ・マル優の適用を受けられる方は、当金庫に申告されたマル優枠（最高350万円）まで非課税でご利用いただけます（個人のみ）
10. 中途解約時の取扱い	・満期日前に解約する場合は、預入金額ごとに別紙一覧表1の預入期間に応じたスーパー定期の期限前解約利率および預入日または中間元加日から解約日の前日までの日数により計算した期限前解約利息とともにお支払いします
11. 金利情報の入手方法	・金利は店頭備え付けの金利表示ボードまたは窓口へご照会ください
12. 苦情処理措置・紛争解決措置	苦情処理措置 本商品の苦情等は、当金庫営業日に、営業店または北上信金苦情相談所（北上信用金庫 総務企画部 9時～17時、電話0197-72-7828）にお申し出ください。 紛争解決措置 東京弁護士会（電話：03-3581-0031）、第一東京弁護士会（電話：03-3595-8588）、第二東京弁護士会（電話：03-3581-2249）の仲裁センター等で紛争の解決を図ることも可能ですので、利用を希望されるお客さまは、当金庫営業日に、上記北上信金苦情相談所または全国しんきん相談所（9時～17時、電話：03-3517-5825）にお申し出ください。
13. その他参考となる事項	・満期日以後の利息は解約日または書替継続日における普通預金利率により計算します ・預金保険制度の付保対象預金です。預金保険によって元本1,000万円までとその利息が保護の対象となります（当金庫に複数の口座がある場合には、それらの預金元本を合計して1,000万円までとその利息が保護されます） ・この預金は「積立定期預金規定」によりお取扱います 本規定をご希望の方は窓口までお申し付けください